

島根県公安委員会告示第 88 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和3年8月6日

島根県公安委員会委員長 石田 健二

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
サミ一(株)	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー	里見治紀	回胴式遊技機	S ディスクアップ2 ZF	サミ一(株)	0308-160	公示の日(令和3年8月6日)から3年間
(株) JFJ	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	松下智人	ぱちんこ遊技機	PどないやねんJYC	(株) JFJ	0308-161	公示の日(令和3年8月6日)から3年間
(株) 藤商事	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	ぱちんこ遊技機	P地獄少女 華FMZ	(株) 藤商事	0308-162	公示の日(令和3年8月6日)から3年間
(株) 藤商事	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	ぱちんこ遊技機	PどないやねんFYC	(株) 藤商事	0308-163	公示の日(令和3年8月6日)から3年間

島根県公安委員会告示第 9 / 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和3年8月13日

島根県公安委員会委員長 石田 健二

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
(株) ミズホ	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロントビルA棟	海老原 信夫	回胴式遊技機	S/タワー・タワー/LL	(株) ミズホ	0308-164	公示の日(令和3年8月13日)から3年間
(株) サンセイアールアンドディ	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号	梅村尚孝	ぱちんこ遊技機	Pゴッドイーター究極一閃MA	(株) サンセイアールアンドディ	0308-165	公示の日(令和3年8月13日)から3年間
(株) 三洋物産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語IN沖縄5SCF	(株) 三洋物産	0308-166	公示の日(令和3年8月13日)から3年間
(株) 三洋物産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語IN沖縄5STA	(株) 三洋物産	0308-167	公示の日(令和3年8月13日)から3年間

島根県公安委員会告示第 92 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和3年8月20日

島根県公安委員会委員長 石田 健二

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
(株)高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島 隆寛	ぱちんこ遊技機	Pリアル鬼ごっこ2V1B	(株)高尾	0308-168	公示の日(令和3年8月20日)から3年間
(株)ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	P真・花の慶次2M3-VC	(株)ニューギン	0308-169	公示の日(令和3年8月20日)から3年間
(株)ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	PAガールフレンド(仮)N-K YT 299	(株)ニューギン	0308-170	公示の日(令和3年8月20日)から3年間
(株)藤商事	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	回胴式遊技機	Sリング 運命の秒刻FL	(株)藤商事	0308-171	公示の日(令和3年8月20日)から3年間

島根県公安委員会告示第 93 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和3年8月27日

島根県公安委員会委員長 石田 健二

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
㈱ 大 一 商 会	愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	市原 高明	ぱちんこ遊技機	P天才パカボン6FN-F	㈱ 大 一 商 会	0308-172	公示の日(令和3年8月27日)から3年間
㈱ ロ デ オ	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー	桑田貴司	回胴式遊技機	S ANEMONE FF	㈱ ロ デ オ	0308-173	公示の日(令和3年8月27日)から3年間
㈱ ビ ス ティ	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	尼子 勝紀	ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン15 未来への咆哮	㈱ ビ ス ティ	0308-174	公示の日(令和3年8月27日)から3年間